

## 重要事項説明書 (居宅介護支援事業所)

### 1 事業所

事業者の名称	株式会社EMA
法人所在地	〒455-0886 名古屋市港区東蟹田902番地
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 大塚 健一
電話番号	052-364-6876

### 2 ご利用施設

施設の名称	居宅介護支援事業所 笑愛
施設の所在地	〒455-0886 名古屋市港区東蟹田902番地
管理者名	中本 孝子
電話番号	052-387-5016
ファクシミリ番号	052-387-5804

### 3 ご利用事業所で合わせて実施する事業 (併設施設含む)

事業の種類	愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス
	指定等年月日	指定番号		
地域密着型通所介護	令和元年7月1日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100266	10人	該当・非該当
居宅介護支援事業所	令和3年1月1日	2371102662	39人	該当・非該当

### 4 事業の目的と運営の方法

#### <事業の目的>

65歳以上で、加齢や疾病、事故等により支援は必要な方、もしくは40歳以上65歳未満で政令（平成10年政令412号）で定める16の疾病により、支援が必要な方（前後者とも要介護認定を受けられた方）に可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

#### <運営方針>

公正中立な立場から、お客様が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

お客様が安心して「何でも相談できる介護支援事業所」を目指します。

### 5 事業実施地域および営業時間

#### (1) 通常の事業実施地域

名古屋市港区、中川区、熱田区、南区、蟹江町、愛西市の地域とします。

(2) 営業日・営業時間・24時間連絡体制

営業日	平日（12月30日～1月3日を除く）
受付時間	月～金曜日 午前9時00分～午後6時00分まで
サービス提供時間帯	月～金曜日 午前9時00分～午後6時00分まで
営業時間外緊急連絡先	上記営業時間外も24時間緊急連絡体制を確保しています 連絡先 （080）3400-9897

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1.0		1.0			1.0	1.0	主任介護支援専門員
介護支援専門員	1.0		1.0			1.0	1.0	介護支援専門員

7 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	土・日曜日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	土・日曜日

8 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料金負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービス内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・ご契約者の了承を得て主治医に意見をお尋ねする事があります。
- ・サービス担当者会議を開催、照会し、必要があれば居宅サービス計画書を変更します。
- ・サービス計画の内容、利用料などを説明し了解を得ます。

② 社会資源等、情報の提供

③ 関連事業所等との連絡調整

④ 要介護認定の新規・変更・更新の申請代行

⑤ 給付管理票の作成・提出

⑥ 介護保険施設等への紹介

＜サービス利用料金＞ ※3級地 1単位当たり 11.05円

要介護認定を受けられた方のサービス利用料金は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(法廷代理受領)

契約者の介護保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき下記のサービス利用料金を徴収させていただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書をもって区役所窓口で所定の手続きをすることにより、全額払い戻しを受けられます。

### 居宅介護支援費（Ⅰ）

当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満		
要介護1・2	1086単位/月×11.05円	12,000円
要介護3・4・5	1411単位/月×11.05円	15,591円

### 居宅介護支援費（Ⅱ）

当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上60件未満		
要介護1・2	544単位/月×11.05円	6,011円
要介護3・4・5	704単位/月×11.05円	7,779円

### 居宅介護支援費（Ⅲ）

当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上		
要介護1・2	326単位/月×11.05円	3,602円
要介護3・4・5	422単位/月×11.05円	4,663円

※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上の場合45件目から、60件以上の場合60件目から評価（居宅介護支援費）が低くなる。

＜加算＞

特定事業所加算		
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月×11.05円	5,734円
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月×11.05円	4,652円
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月×11.05円	3,569円
特定事業所加算（A）	114単位/月×11.05円	1,259円

厚生労働大臣が定める加算要件を満たす場合、上記いずれかの加算を算定。必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

特定事業所医療介護連携加算	125位/月×11.05円	1,381円
前々年度の3月から前年度の2月迄の間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定し、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している場合。		

入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月×11.05円	2,762円
利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、病院または診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月×11.05円	2,210円
利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に、病院または診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合。 ※営業時間終了時後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。		

退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位/月×11.05円	4,972円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている事。		
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位/月×11.05円	6,630円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている事。		
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位/月×11.05円	6,630円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている事。		
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位/月×11.05円	8,287円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる事。		
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位/月×11.05円	9,945円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる事。		

ターミナル ケアマネジメント加算	400単位/月×11.05円	4,420円
在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者またはその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合。		

初回加算	300単位/月×11.05円	3,315円
新規に指定居宅介護支援を受けた場合、または、要介護認定区分が2段階以上変更となった場合、要支援者が要介護になった場合。		

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月×11.05円	2,210円
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。		

通院時情報連携加算	50単位/月×11.05円	552円
利用者が病院または診療所において医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書等に記録した場合。		

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められる場合、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。

#### <減 算>

特定事業所集中減算
当居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を位置づけた訪問介護サービス等事業所の割合が80%を超えた場合に、居宅介護支援費から200単位を減算します。

運営基準減算
厚生労働大臣が定める運営基準減算項目の不履行がある場合、対象者ごとに100分の50を乗じて減算します。また、2か月以上継続している場合については、算定致しません。 本人その家族は複数の事業所の紹介を求める事が可能・当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能。

#### <解 約 料>

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

#### <交 通 費>

前記5の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方についても介護支援専門員がお訪ねする時の交通費は無料です。

## 9 サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように、十分に配慮するものとします。

#### ② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 10 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに町及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

## 11 守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

## 12 医療機関との連携促進について

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医の医師ないし歯科医師等に対して意見を求める事ができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して居宅介護サービス・支援計画を交付します。

居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

## 13 居宅介護サービス事業者等の紹介等について

居宅介護支援の実施にあたって、ご契約者及びその家族は、事業者、介護支援専門員又は従業者に対して複数の介護サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。

また介護サービス・支援計画に位置づけた介護サービス事業者等について、その位置づけた理由を求める事ができます。

1 4 ケアマネジメントの公正中立の確保を図る

全6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型地位書介護・福祉用具貸与（以下、訪問介護等という）の各サービスの利用割合及び全6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

当事業所のケアプランの訪問介護等の利用状況は別紙のとおりです。

1 5 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合は、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 6 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 7 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みについて

感染症およびまん延防止に関する下記の措置に取り組んでいきます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止の為の指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修
- (4) 専任担当者の配置

1 8 利用者の人権の擁護、虐待の防止等について

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置に取り組んでいきます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

1 9 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20 男女雇用機会均等法等に行けるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組んでいきます。

## 21 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口：居宅介護支援事業所 笑愛 管理者 中本 孝子

所在地：名古屋市港区東蟹田902番地

連絡先：052-387-5016（直通）

受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分

ただし12月30日～1月3日を除く

担当者不在、時間外の場合は、転送電話で対応。

### (2) 苦情処理方法

苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者から苦情を随時受付します。その際、必要事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市健康福祉局 介護指導課指導係 (名古屋市健康福祉局高齢福祉 部介護保険課 東桜分室)	所在地 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話番号 052-959-3087 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
海部郡蟹江町役場福祉課	所在地 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 電話番号 0567-95-1111 受付時間 午前9時00分～午後5時15分
愛西市役所高齢福祉課	所在地 愛西市稲葉町米野308番地 電話番号 0567-26-8111 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番地の5 電話番号 052-971-4165 受付時間 午前9時00分～午後5時00分

(付記)

この重要事項説明書は、令和 3年 1月 1日より適用されます。

この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日より適用されます。

この重要事項説明書は、令和 5年 3月 23日より適用されます。

この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日より適用されます。

令和 年 月 日

指定介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 笑愛

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人を選定した場合)

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

（付属別紙）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスを受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

#### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後、迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づける事のないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

#### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料は頂きません。
- ・また、利用者からの解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

#### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

- ・要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合は、利用料を頂きません。

#### 4. 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ・要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、認定後には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担頂くこととなります。
- ・要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担頂くこととなります。